

4産労農水第1245号

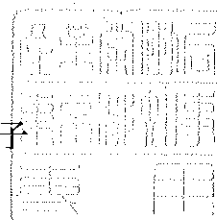
神奈川県内水面漁場管理委員会

多摩川における共同漁業権の免許の内容等の事前決定をするので、漁業法 67 条第 2 項で準用する同法第 64 条第 4 項の規定に基づき下記について貴委員会の意見を求めます。

令和 4 年 11 月 14 日

東京都知事

小池 百合子



記

- 1 漁業種類
- 2 漁場の位置及び区域
- 3 漁業の時期、その他免許の内容たるべき事項
- 4 制限及び条件
- 5 免許予定日
- 6 申請期間
- 7 関係地区

別紙 2 のとおり



第十二 公示番号 内共第十二号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	こい漁業	同上
	ふな漁業	同上
	うぐい漁業	同上
	おいかわ漁業	同上
	うなぎ漁業	同上

(二) 漁場の位置 大田区、世田谷区、調布市及び狛江市の各地先
神奈川県川崎市地先

(三) 漁場の区域 次の基点第九号と基点第十号とを結ぶ線から基点第三十四号と基点第三十五号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第九号 調布市多摩川三丁目多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川左岸側

基点第十号 稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側

基点第三十四号 大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端

基点第三十五号 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流端

二 制限又は条件 なし

三 免許予定日 令和五年九月一日

四 申請期間 令和五年五月一日から同年六月三十日まで

五 関係地区 大田区、世田谷区、調布市及び狛江市
神奈川県川崎市

六 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

調布市

多摩川原橋

基点第9号

基点第10号

狛江市

世田谷区

多摩川

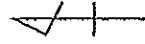
川崎市

大田区

ガス橋

基点第34号

基点第35号



1:50,000

漁場図

免許番号 内共第12号

漁場の位置 東京都大田区、世田谷区、調布市及び狛江市の各地先

神奈川県川崎市地先

漁場の区域 次の基点第9号と基点第10号とを結ぶ線から基点第34号と基点第35号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第9号

東京都調布市多摩川三丁目多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川左岸側

基点第10号

東京都稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側

基点第34号

東京都大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端

基点第35号

神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流端

第十三 公示番号 内共第十三号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しじみ漁業	同上

(二) 漁場の位置 大田区地先

神奈川県川崎市地先

(三) 漁場の区域 次の基点第三十四号と基点第三十五号とを結ぶ線から基点第三十六

号と基点第三十七号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第三十四号 大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端

基点第三十五号 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流
端

基点第三十六号 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端

基点第三十七号 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端

二 制限又は条件 なし

三 免許予定日 令和五年九月一日

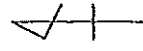
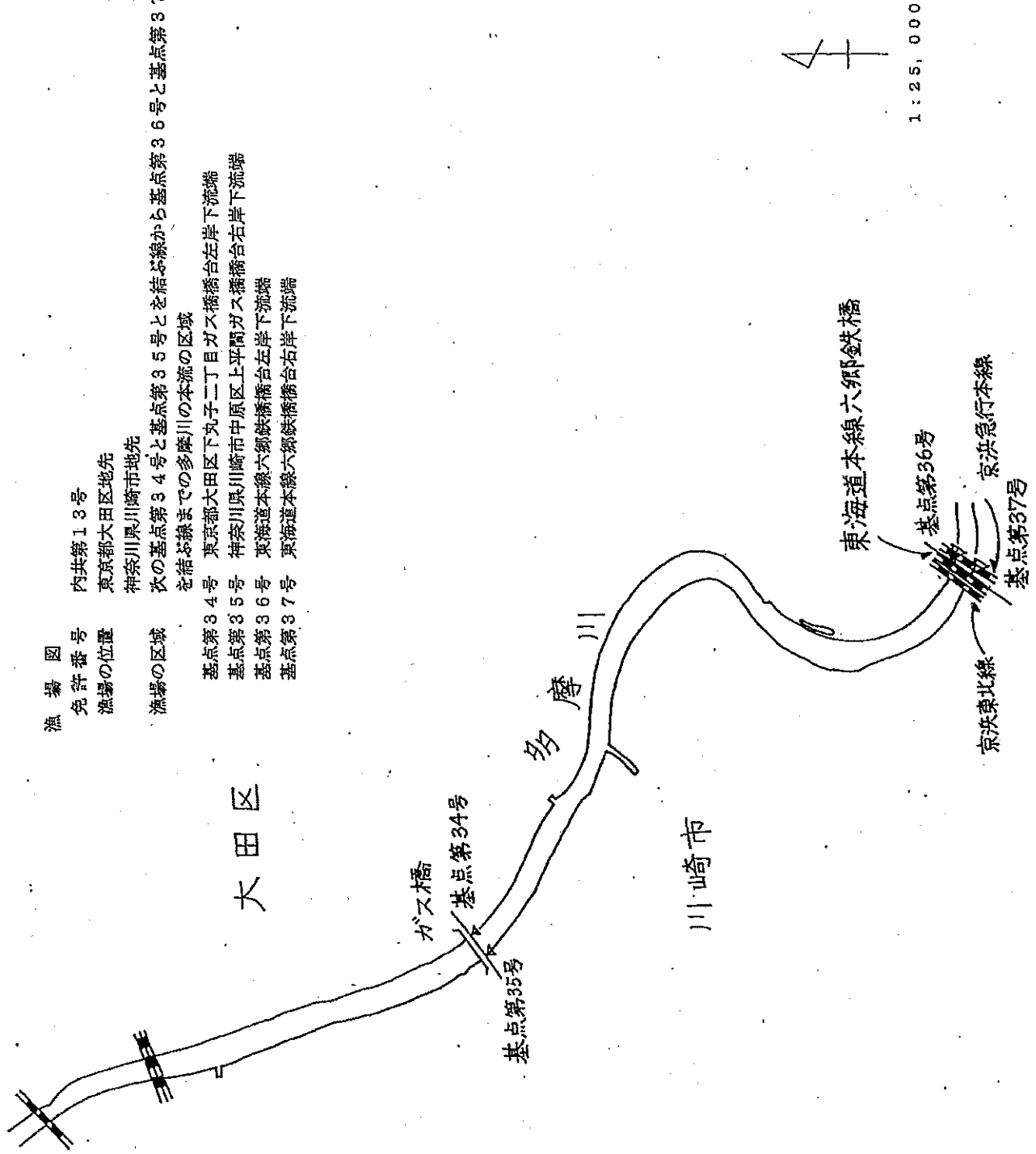
四 申請期間 令和五年五月一日から同年六月三十日まで

五 関係地区 大田区
神奈川県川崎市

六 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

漁場図

- 免許番号 内共第13号
- 漁場の位置 東京都大田区地先
- 漁場の区域 神奈川県川崎市地先
- 漁場の区域 次の基点第34号と基点第35号とを結ぶ線から基点第36号と基点第37号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域
- 基点第34号 東京都大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端
- 基点第35号 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流端
- 基点第36号 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端
- 基点第37号 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端



1:25,000

第十四 公示番号 内共第十四号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しじみ漁業	同上

(二) 漁場の位置 大田区地先

神奈川県川崎市地先

(三) 漁場の区域 次の基点第三十六号と基点第三十七号とを結ぶ線から基点第三十八号と点イとを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第三十六号 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端

基点第三十七号 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端

基点第三十八号 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二十七番一号
(多摩川水路東端)

点イ 基点第三十八号から七十八度五十一分の線と多摩川左岸との交点

二 制限又は条件 なし

三 免許予定日 令和五年九月一日

四 申請期間 令和五年五月一日から同年六月三十日まで

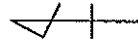
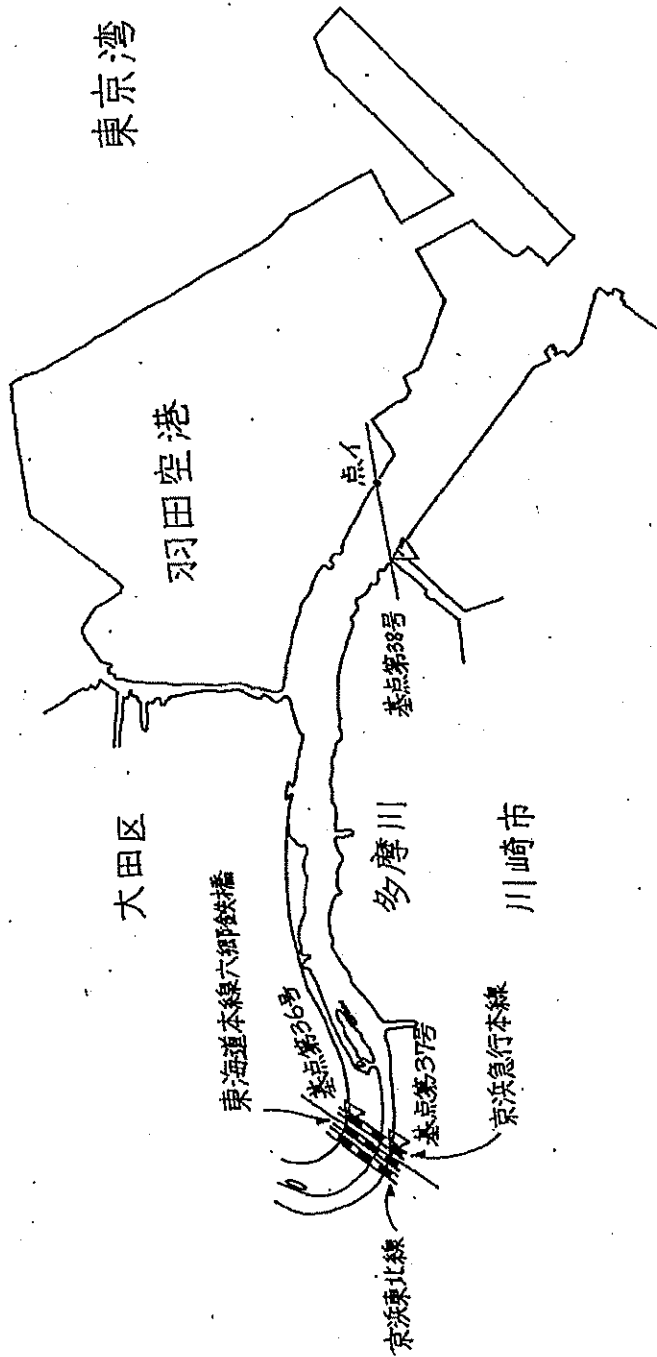
五 関係地区 中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区
北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区

神奈川県川崎市

六 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

漁場図

- 内共第14号
- 東京都大田区地先
- 神奈川県川崎市地先
- 次の基点第36号と基点第37号とを結ぶ線から基点第38号と点イとを結ぶ線までの多摩川の本流の区域
- 基点第36号 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端
- 基点第37号 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端
- 基点第38号 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目27番1号(多摩川水路東端)
- 点イ 基点第38号から78度51分(真方位による。)の線と多摩川左岸との交点



1:50,000